

【別紙-1】その他政治分野の男女共同参画に関する議会の取組

※記載内容は自由記述回答(任意)の通り
(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
北海道	旭川市	E	ハラスメント防止に関する規程を整備した。
北海道	登別市	A	令和4年9月、登別市議会議員政治倫理条例第3条に掲げる政治倫理基準に「セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為」を追加した。
岩手県	北上市	B	政治倫理条例を制定し、倫理規準にハラスメントの防止を規定した。
福島県	福島市	D	市内の女性団体と議員の意見交換会を実施した。
福島県	いわき市	E	「いわき市議会における議員間のハラスメントの防止に関する要綱」を制定済。
福島県	白河市	B	ハラスメント防止条例の制定。
新潟県	妙高市	A	5月11日、12日、16日に市民と議員との意見交換会を開催した。12月20日に中学生を対象としたこども議会を開催した。
新潟県	胎内市	A	女性委員・会員等との意見交換会を実施。
石川県	加賀市	B	加賀市議会議員政治倫理条例においてハラスメント防止に関する規定を追加。
福井県	坂井市	B	男女共同参画ネットワークと議員との意見交換会を実施した。
長野県	須坂市	A	ハラスメントの防止等に関する要綱を整備した。
長野県	安曇野市	B	ハラスメント防止に関する条例の整備を検討している。
東京都	板橋区	G	9月より、議会運営委員会で区議会におけるハラスメント防止対策について議論を進めている。10月には、区職員（係長級以上）及び議員に対しアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、「相談窓口の設置」、「議員の意識改革、意識啓発、研修の実施」を講じること及びハラスメント防止対策を講じるための法令。規定等として「指針等の策定」を行うことが決定した。なお、アンケート結果はホームページに公表している。
東京都	江戸川区	G	江戸川区議会ハラスメント根絶条例を発議し、審査中。
神奈川県	南足柄市	A	市議会のウェブサイト、議員の住所、生年月日及び年齢並びに職業を掲載しないことにした。
山梨県	南アルプス市	B	市民と議員がともに学ぶ研修会を開催（テーマ、ジェンダー平等を学ぼう）。
茨城県	水戸市	D	水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例を制定した。
茨城県	北茨城市	A	市女性連盟と議員との懇談会を実施した。
茨城県	取手市	C	オンライン委員会の招集、出席を可能に市議会会議規則、市議会委員会条例を改正。当初は災害や感染症の蔓延時を基本にしていたが、妊娠、出産、介護、自らの疾病等、議会の欠席事由に該当する場合、委員長の許可によりオンライン出席を認めることにした。この背景には、平成29年12月～平成30年6月まで設置した「女性議員による議会改革調査特別委員会」において、女性が議員として参画しやすくなるよう、ICTの積極的活用を提言してきたことがある。本会議へのオンライン出席が実現するよう、官・民・学で取り組んでいる。
栃木県	小山市	C	当市人権・男女共同参画課主催の「政治分野への女性活躍応援セミナー」において、市議会議員と参加者との情報交換やグループディスカッション、実際の市議会本会議の傍聴などを実施した。
群馬県	桐生市	C	本会議・委員会への欠席事由として、「配偶者の出産補助」を追加するとともに、産前・産後期間にも配慮した規定となるよう会議規則を改正した。
千葉県	鴨川市	A	「鴨川市議会ハラスメント防止条例」を制定した。

都道府県	市区名	人口段階	具体的内容
静岡県	静岡市	H	全議員が「ハラスメント撲滅宣言」に署名した。
静岡県	浜松市	H	本会議・委員会の出席以外の欠席事由（育児・看護等）について明文化するとともに、出席のために欠席する場合の欠席期間の範囲を規定する会議規則の一部改正を行った。（R3.3.24施行）
愛知県	安城市	C	議会運営委員会の行政調査として、他市の議会のハラスメント対策を調査した。
愛知県	大府市	B	「市議会議員トークショー」男女双方の議員に参加してもらい、市民が触れ合う場を講座の形で提供している。
愛知県	尾張旭市	B	・「女性の意見を聴く会～みんなでジェンダーギャップを考える～」を開催し、市内在住・在勤・在学の18歳以上の方と意見交換を実施した。・ハラスメント防止に関する規定を整備した。
愛知県	清須市	B	議会議員政治倫理規程の制定を検討している。
三重県	四日市市	E	令和4年2月定例会月議会において議員提案により、四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例を制定し、令和5年9月に四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例に基づく行動指針を制定した。
三重県	松阪市	C	松阪市議会基本条例に「開かれた議会への環境整備」の条項の追加を行った。
岐阜県	中津川市	B	令和5年3月に中津川市基本条例を改正し、第5条に第5号「政治分野における男女共同参画を推進します。」の一文を加えた。
岐阜県	各務原市	C	ハラスメント防止に関する条例等を整備した。
岐阜県	海津市	A	ハラスメント防止に関する条例を制定した。
滋賀県	大津市	E	市内の女性団体と議員との意見交換会を実施した。
兵庫県	西宮市	F	議会事務局に届く、内閣府等からの男女共同参画に関する通知などについては、全議員に対してその内容を周知するよう努めている。
兵庫県	三田市	C	「三田市議会ハラスメント根絶条例」を制定するとともに議会全体の取組を実行性のあるものとするため、「三田市議会のハラスメント根絶に向けた行動指針」を策定した。また、議会事務局内に議員・職員向けの相談窓口を設置し、ハラスメントに関する相談や申し立て等に対応できるようにした。
兵庫県	加西市	A	ハラスメント条例、規程を整備した。
鳥取県	境港市	A	ハラスメント防止のための行動規範を策定。
岡山県	新見市	A	男女共同参画に関連したテーマで市民との意見交換会を実施し、聴取した意見等を基に議会として男女共同参画推進施策についての提言書を取りまとめ、市長に提出した。
広島県	福山市	F	検討会を2回開催し、基準やマニュアルの作成を検討した。
山口県	長門市	A	ハラスメント防止に関する指針を整備した。
徳島県	小松島市	A	ハラスメント防止のため、小松島市議会ハラスメント防止条例を制定。また、令和5年の市議会議員選挙当選直後に出席した女性議員が、育児をしながら議会活動に参画できるよう設置した授乳室を今年度も引き続き設置。当該議員が授乳のため会議中に離席することを認めるだけでなく、来庁者の使用も認めている。
長崎県	長崎市	E	「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」を策定した。
大分県	中津市	B	議長の指名発言を「君」呼びから「議員」に統一した。
宮崎県	宮崎市	E	市議会議員政治倫理条例の政治倫理基準にハラスメントを行わない旨の規定をした。
鹿児島県	指宿市	A	内閣府男女共同参画局が毎月発行している「共同参画」を、議員にデータ配布している。
沖縄県	南城市	A	ハラスメント防止条例を制定した。

議員を対象としたハラスメント研修については記載を割愛している。